

## [3-1]法の目的、用語の定義

道路交通法上の用語の定義は、似たような意味の用語（車道と車両通行帯、道路標識と道路標示、駐車と停車など）を意識しながら学習しましょう。

### ○道路交通法の目的（道交法1条）★★

道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

### ○用語の定義（※一部抜粋）（道交法2条）★★★

#### 1. 道路に関する用語

- ①「歩道」とは、歩行者の通行の用に供するため縁石線、柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分进行。
- ②「車道」とは、車両の通行の用に供するため縁石線、柵その他これに類する工作物または道路標示によって区画された道路の部分进行。
- ③「本線車道」とは、高速自動車国道または自動車専用道路の本線車線により構成する車道进行。
- ④「路側帯」とは、歩行者の通行の用に供し、または車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路または道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものを进行。
- ⑤「安全地帯」とは、路面電車に乗降する者もしくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設または道路標識および道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分进行。
- ⑥「車両通行帯」とは、車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分进行。
- ⑦「道路標識」とは、道路の交通に関し、規制または指示を表示する標示板进行。
- ⑧「道路標示」とは、道路の交通に関し、規制または指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋸、ペイント、石等による線、記号または文字进行。

#### 2. 車両に関する用語

- ⑨「車両」とは、自動車、原動機付自転車、**軽車両**およびトロリーバス※进行。  
※道路上空に張られた架線から電気を取り入れて走行するバス
- ⑩「自動車」とは、原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両および身体障害者用の車椅子ならびに歩行補助車等※以外のものを进行。

※歩行補助車、小児用の車（ベビーカー、小児用三輪車など）、その他の小型の車で政令で定めるもの（ショッピングカート、一定条件を満たす電動ベビーカーなど）

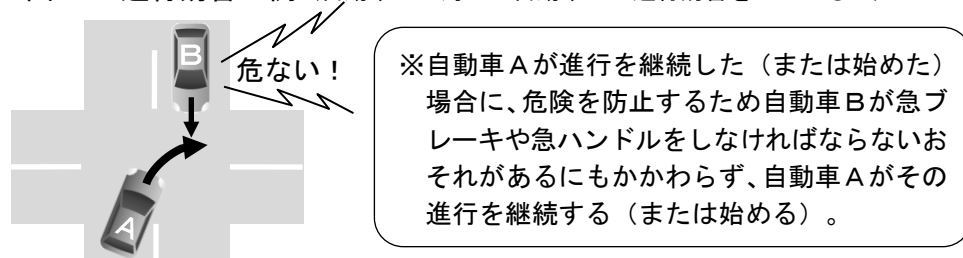
- ⑪「軽車両」とは、次に掲げるものであって、身体障害者用の車椅子および歩行補助車等以外のものをいう。
- (1) 自転車、荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり、牛馬を含む。）
- (2) 原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、車体の大きさおよび構造を勘案して(1)に準ずるものとして内閣府令で定めるもの（※電動運搬車、電動リヤカー、電動アシスト人力車など）

**【注】原動機付自転車は、軽車両ではない！**

### 3. 運転に関する用語

- ⑫「駐車」とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもおよび人の乗降のための停止を除く。）、または車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
- ⑬「停車」とは、車両等が停止することで駐車以外のものをいう。
- ⑭「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。
- ⑮「追越し」とは、車両が他の車両等に追い付いた場合において、その進路を変えてその追い付いた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。
- ⑯「進行妨害」とは、車両等が、進行を継続し、または始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度または方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、または始めることをいう。

▼図 3-1 進行妨害の例（自動車Bに対して自動車Aが進行妨害をしている！）



### 4. 歩行者として扱われる者

道路交通法の規定の適用については、身体障害者用の車椅子または歩行補助車等を通行させている者は、歩行者とする。

#### POINT

☞ 車道と車両通行帯の違い、道路標識と道路標示の違い、駐車と停車の違い、追越しと進行妨害の違いなどを意識して覚えておくとよい。